



「安心」して暮らせる「安全」な愛知に向けて

地域安全対策ニュース

NO.48

令和6年11月12日



愛知県警察本部
生活経済課

悪質な訪問販売業者に注意！！



注意はしているけど、訪問販売業者が訪ねてきても、何に気をつければ良いかわからないわ。

「帰ってくれ」と言っても居座られたり、契約を断っているのに、「また来る」と一方的に約束されると聞くよ。



悪質な訪問業者から消費者を守るために

特定商取引に関する法律があります！



訪問販売業者は、特定商取引に関する法律3条により、
①会社名 ②売買契約の勧誘目的 ③勧誘する商品やサービス名
を告げなければならないと決められています。

..... きりとり線

【↓内鍵の近くに貼って、玄関を開ける前に読んでください↓】

絶対に
確認して！



- 訪問業者は氏名や事業者名を名乗りましたか？
- 勧誘する目的で来訪したことを告げましたか？
- 勧誘する商品名やサービス名を告げましたか？

すべて できない業者は悪質業者です！
(強盗の下見の可能性も…)

対応策

- インターホンやドアチェーンを活用して家に入れない！
- きっぱりと「帰ってください」と断り、それでも居座られた場合は、「警察に通報します」と業者に宣言して110番！

